9-1 整理番号

会派代表者



経理担当者

使途項目

サ

出 拠 支 書 証

0 0 3

> 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 匹

経到	費項	目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳	静活動費	・会議費	・資料作	成費・資	料購入費	・事務費・事務所費・人	人件費
内		容	沼建器訪問	<u> </u>					•	
年	月	日	令和 2年 9月 1日~令和	年	月	B	金	額	660	円 .

目的	泥建繁聚署交通牌=ztP Zグ
使 途	交通童
政務活動・	交面空发图画的情報收集儿县施第的参考上好。
県政との	
関連性	
** AT-11- T-11 ()	4 to 1

≪領収書貼付枠≫

お問合わせは、中日本お客さまセンターフリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333(有料) 1日16時29分 料金所では一旦停車してください。 ご利用ありがとうこざいます。 取扱番号223-00011614-00 NEXCO 通行料金は、消費税率10%対象です。 愛知県名古屋市中区錦2~18~19 中日本高速道路株式会社 一人口料金所一 富士 四日 6 通行料金 (現金) 傹 粒金所 20年

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全了政务的	1/2	/	160
かかるものである	<i>500</i> 円	. 100 %	DU P

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

決 会派代表者



経理責任者



経理担当者

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

774-003

_____ (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ – 四 本 康 久)

経	経費項目調査研究費・研修費・広聴広報費・要請練情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費								
内	,	容	多文化共生PT	之	处家	7	(消	之北	(声他)
年	月	日	令和 之年 9 月 2 日~令和	年	月	目	金	額	10020H

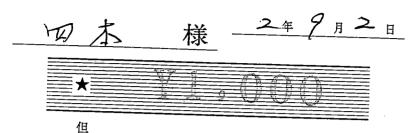
目的	外国人受入的企業等の程家
使 途	交通费、强重代
政務活動·	026年4 刊扩大到家
県政との	メタメルでエラックトとつとう
関連性	多效化共生の現状を視察 今後の政策に強か(ZIIC

≪領収書貼付枠≫

按分の理由	領収書金額(a)		按分率(b)		政務活動費支出額(a×b)
今7取務份動に		•	/	•	
かかるかである。	10020	円	100	%	10020円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証



上記正に領収いたしました

税抜金額

消費税額等(

コクヨ ウケ-1048

富士市柳島276-8 駐車場ミニパーク

TEL0545-61-7863

支払者: 但書: 駐車料 四本康久

年月日 2020 - 9 - 2 額 辛 49 , 020 (消費税等込み) 上記金額確かに領収いたしました 商品 JR乗車券類 JR ticket

(東)新富士駅 新富士駅 W8 O 1 発行 40074-02

新客工作机

支払者: 四本康久

決 会派代表者



経理責任者



経理担当者

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

7 7 4 - 0 0 3

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久)

経.	費項	目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情	等活動費・	·会議費	・資料作	減費・資	料購入費	・事務費・事務所費・人件費
内		容	県庁にて調査		,	-			
年	月	日	令和 2年 9月3日~令和	年	月	日	金	額	3620P

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業にプリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

≪領収書貼付枠≫

按分の理由	· 領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)	
全て政務活動にかかる	,	/		
ものである。	3620 H	100 %	3.620 円	

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

収 証 領

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(

富士市柳島276-8 駐車場ミニパーク

TEL0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

支払者: 四本康久 但·書: 駐車料

駅-No 5201160

領

金額

¥7,860円 「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済

現金出納社員



5201160 駅-No

但し、乗車券類として

金額

上記金額確かに領収致しました

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



支机者:四本康久

7.860 A × 2/6 林= 2.620 A

支払者:四本康久

原本: 2 年 8月 整理番号 8-/6 参照

 整理番号
 9-4

 会派代表者
 経理責任者
 (費)
 経理担当者

使途項目

サーチキー

支出証拠書

7 7 8 - 0 0 1

____ (. 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久)

経到	費項	目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要隷精	等活動費	・会議費	・資料作	述費・ 資	料購入費	・事務費・事務所費・人件費
内		容	書籍購入代			. `			
年	月	日	令和2年9月3日~令和	年	月	日	金	· 額	2095 H

県政、社会情勢に関する情報収集 目的 書籍、書籍: 月刊 廃棄物 9月号) . 使 途 政務活動・ 県政との 県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。 関連性 ≪領収書貼付枠≫ 印紙税申告納付につき麹町 付につき麹町 税務署承認済 及番号 160008 脈 ∞ * 民 45 簅 65 6 10 K う能 雷 中身 細 9 - 0 田 333 関系 、マホ決済ア: |座の残高確認 聚 お取扱日 払込 な込金額 凹 稅 額り コンガルが中でいる。 개통 흩스 金つ スロ やり取るないとお用しくだがい。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる	04	/	0.5
ものである。	ユロバ S 円[100 %	ا کلا <i>مح</i> ا

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

請求書

Page. 1

2020年 8月31日

〒418-0061 静岡県富士宮市北町13-3

四本 康久 様

お客様番号

お問い合せ番号:100597998

お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。下記の通りご請求申し上げます。

お知らせ

2020年9月号 銀行振込もご利用いただけます。 郵便振込口座 00190-6-655183 銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257 口座名義 ニツボウビジネス(カ 振込手数料は貴社にてご負担下さいます様、お願い申し上げます。

郵便振込 1,943円

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		The state of the s	- 3			8.4	区分
3005		◆ 四本 康久 様分 月刊 廃棄物 送料 内消費税等		0	部	1, 843	1, 843 100 (177)	1
r				· .		••	:	
				,				
٠,		,		-				
				 -				
,	*					, ,		

区分:1,売上2,返品3,商品値引4,その他売上5,販促6,配送料7,代引手数料8,伝票値引

- 下の払込用紙で商品到着後、上記お支払期限までにゆうちょ銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

	号							整理番	号		9-5	
央 会派代表	者 (FE B	経理責	任者	原旺		経	理担	当者			-
使途項目 7 7 7 -	サーチキ - 003	_		•			ラブ	<u>—. D</u>	3 本	康	久)	
経費項目	調査研究費	・研修費・広	徳広報費・要請	陳情等活動費	· 会議費・ 	資料作	讃· 資	購入費	• 事務	費・事務	所費・人件 	費
内 容		JE	0- /t									
年 月 日	令和ン	平 9 月 3	5 日~令和	年	月	日	金	額		ζ	-40	円
目的		,			~						· ·	
使 途					_		•					
政務活動・ 県政との 関連性												
≪領収書貼付	枠≫					-					•	٠
												
		(*) たフリン・イグ	電話:0545-60-7775 1ビ-# 2020年09月03日(木) 09:29	何 小又 一種	¥540	(内消費税等 ¥49)	. 但し コピー代として 上記正に領収いたしました	2020年09月03日	い訳 第一 本540 現金支払額 本540 	本票を保管頂く場合は、印刷面を 内側に折り、保管をお願い致します	女私者: 四本康久	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全2政務路動に	A.c.	/	F110
かかみあかなる。	540 _m	100 %	5年 円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

| 決 | 会派代表者 |



経理責任者



経理担当者



使途項目

サーチキー

支出証拠書

774 - 003

____ (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請柬請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内 容	リニア新新発着人
年 月 日	令和之年(月5日~令和年月日金·額 3620円

目的	ルーン計類雑学覧会参加
使 途	交通费、野車代
政務活動·	講演、家色等 聽·講
県政との	何次、初心内 Mindy
関連性	3级のX草に浴かしていて.

≪領収書貼付枠≫

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全工政制设制证	-/-	/	, -
かかるなどある。		160 %	36 20 _円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

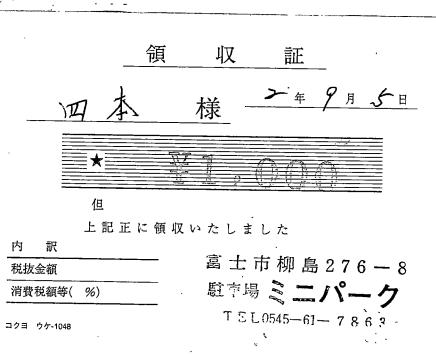
原本: 2 年 8月 整理番号 8-16 参照

領 収 5201160 領 金額 但し、乗車券類として 金額 但し、乗車券類として 上記金額確かに領収致しました 上記金額確かに領収致しました ご利用いただきましてありがとうございます 印紙税申告納 ご利用いただきましてありがとうございます 付につき名古屋中村 印紙税申告納 税務署承認済 付につき名古屋中村 静岡駅 税務署承認済 現金出納社員 静岡駅 現金出納社員

和者:四本康久

支払者:四本康久

新富士 — 静岡(雄) 7.860 円× 3/6 本= 2.620 円



支托者: 四本康久 但L書: 馬主車料

第7回リニア新幹線学習会

開会のあいさつ

13:30

記念講演「大井川の水と自然はもどるのか?」

講師:塩坂 邦雄 氏(工学博士)

特別報告1「住民側貫く静岡県知事」

講師:川村 晃生 氏(ストップ・リニア訴訟原告団長)

<休 憩>

15:00

特別報告2「新たな工事差し止め訴訟の意義について」

講師:西ヶ谷 知成弁護士

特別報告3「訴訟のとりくみと参加の呼びかけ」

報告者:芳賀 直哉(差止訴訟準備会暫定事務局)

閉会のあいさつ

16:00

■資料1:国土交通省 鉄道局長 宛て リニア中央新幹線静岡工区 有識者会議」

におけるJR東海の提出資料についての静岡県の考察

■資料 2 : 環境省 総合環境政策統括官 宛 「リニア中央新幹線静岡工区 有識者

会議」においてJR東海が行った水収支解析について

■資料3:「住民側貫く静岡県知事」「27年より生活優先は当然」

リニア新幹線を考える静岡県民ネットワーク

整理番号	9 - 8

決 会派代表者 簡調

経理責任者



経理担当者

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

7 8 0 - 0 0 5

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久)

経	費項	目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請柬情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内		容	自動車リース料 (9 月分)
年	月	皿.	令和 2年 9 月 7日~令和 年 月 日 金 額 27,225 円

目的	
使 途	
政務活動・	
. 県政との	
関連性	

≪領収書貼付枠≫

リース料 56,430 円のうち、政務活動費の対象外経費を除いた金額の1/2請求する。 リース料 ドライブレコーダー料

(税抜き 51,300 円 - 1,800 円) \times 1.10 \times 1/2=27,225 円

920-09-07 200 *56,430トウキョウセンチュリー(カ

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分		1/2	
	54, 450 円	. %	27, 225 円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 418-0061

静岡県 富士宮市

北町 13-3

四本康久 様



〒 420−0853

静岡県

担当

静岡市葵区

追手町

を・・・ 8-1日土地静岡ビル6F

部署 静岡支店営業チーム 電話 054-205-2641

2020年 8月 18日

口座振替通知書

請求書No. 請求先コード 50H54572

 今回御	請求額	お支払期日	お支払方法
内リース料等	¥56,430 51,300	2020 年 9月 7日	口座振替
内消費税等	5,130	,	

K015A0001176YA001176

金融機関名 支 店 名 種目・口座

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 備考 開始日回数総数 金額(円) 内消費税(円)酸率(%) 契約番号 求 明 細 56430 5130100 190703 15 36 リース料 2/9分 56430 5130 消費税 10% 計 5130 51300 (税抜) ページ小計ーー> 56430

請求件数

1件

口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー(センチュリーリース)名で引き落としさせて頂きます。

決 会派代表者



経理責任者



経理担当者

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

 $oxed{7 \ 7 \ 8} - oxed{0 \ 0 \ 2}$

____ (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久)

経到	費項	目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内		容	新聞購読料(日本教育新聞)
年	月	日	令和 2年 月 月 月 日 金 額 2250円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集	
使 途	20年 8 月購読料	
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。	

≪領収書貼付枠≫

02-09-07 200

2,750 SMBC (ニホンキョウイ

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)		
全て政務活動にかかる	~ A GO	/ .	- 2 ~0		
ものである。	$\frac{2750}{1}$	100 %	シ / 5 ^円		

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決 会派代表者



経理責任者



経理担当者



使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

 $7 \ 7 \ 4 \ - \ 0 \ 0 \ 3$

__ (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ – 四 本 康 久)

経	費項	目	調査研究費・研修費・原	広聴広報費・	要請補等活動	・会議費	・資料作	減費・資	資料購入費	・事務費	・事務所費・	人件費
内		容	県庁にて調査							,		
年	月	日	令和 2年 9月2	》 日~余	命和 年	月	· 日	金	額	ن	2,62	O FI

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

≪領収書貼付枠≫

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる	2/20	/	120
ものである。	<u> 26</u> 20 円	100 %	2.0 20 円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

1/6

銀-No 5201160 領収書-No 75 駅-No 5201160 窓口-No 第 領 収 書

様

金額

¥7.860円 「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年 9月 7日 東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済

静岡駅

現金出納社員

務署承認済

2/6

駅-No 5201160 領収書-No 75 駅-No 5201160 窓口-No 2

様

金額

¥7,860円 「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年 9月 7日 東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



弘者: 四本康久

支払者: 四本康久

新富士 -静岡(维) 7.860 m× 2/6 林= 2.620 M

9-11 整理番号

経理責任者

経理担当者

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠

0 0 3 7. 4

__ (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久)

経.到	費項	目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請解	等活動費	·会議費	・資料作	成費・貿	科購入費	・事務費・事務所費・人件費
内		容	県庁にて調査						
年	月	日	令和 > 年 9 月 1日~令和	年	月	日	金	額	3620 F

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業にアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・ 宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

≪領収書貼付枠≫

按分の理由	, 領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる)/20	. /	1/20
ものである。	3.b 20 _円	100 %	3020円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

領 収 証

9月11日

 \star

但

上記正に領収いたしました

内 税抜金額

消費税額等(

コクヨ ウケ-1048

富士市柳島276-8 駐車場ミニパーク

TEL0545-61-7863

原本: 2 年 9 月 整理番号 9-10 参照

. 駅-No 5201160

収

金額

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



駅-No 5201160

金額

¥7,860円 「消費税等込み」

支扎者

但い書

四本康久

駐車料

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



弘着:四本康久

支払者: 四本康久

新富士 - 静岡(彼) 7.860 P x 26 校 = 2.620 P

| 決 | | 会派代表者 簡部

経理責任者



経理担当者

. .

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

774-003

___ 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請練情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内 容	富山山山水危意见交换会
年月日	命和 2年 9 月 1 2日 令和 年 月 日 金 額 660 円

目的	電心山上を下かる新型コッサツルス対第に係る美型交換外
使 途	交通贯
政務活動·	名目交換な無かにより今後の具施革参考にお
県政との	22/xxx/1/1/10 100 1/2002 100 4/19/13 90.
関連性	

≪領収書貼付枠≫

ご利用ありがとうございます。 NEXCO 中日本 料金所では一旦体車してください。 W X

侚

1. 以 以 班

料金別

お問合わせは、中日本お客さまセンターフリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまはTEL 052-223-0333 (有料) 20年 9月12日13時32分

-099*

通行料金 (現金) 一入口料金所一 富士

通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 壁知県名古屋市中区綿2-18-19 取扱番号219-00281316-00

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

各山小屋組合長 様

静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課長

富士山山小屋における新型コロナウイルス感染症対策に係る 意見交換会の開催について

日頃、世界遺産富士山の保全に係る施策について、御理解、御協力をいただき、お礼申 し上げます。

さて、県は、現在、来夏の富士山の開山に向け、新型コロナウイルス感染症への対策の 検討を進めているところですが、山小屋は密になりやすい環境であり、登山者に安全・安 心に利用いただくためにも、充分な対策を講じる必要があると考えております。

そのため、この度、下記のとおり医療関係者等も交えた山小屋組合の皆様との意見交換の機会を設けさせていただくこととしました。

, ついては、貴組合員へ御周知いただくとともに、貴組合からの参加者数について9月10日(木)までに当方あて御報告いただくようお願いします(電話、FAX、Eメールのいずれでも結構です。)。

記 ·

- 1 日 時 令和2年9月12日(土)午後2時~午後5時(予定)
- 2 場 所 静岡県東部総合庁舎 別棟2階会議室 (静岡県沼津市高島本町1-3)
- 3 次 第
 - (1)講演「富士山山小屋における新型コロナウイルス対策について(仮)」 山岳医療救助機構 代表 大城 和恵氏
 - (2) 意見交換(山小屋組合、山岳医療救助機構、県・市町担当課)
- 4 その他
 - ・出席にあたっては、マスクの着用をお願いします。
 - ・お車でお越しの方は、別紙を参考に駐車いただくようお願いします。

担 当 企画交流班 松本

電話番号 054-221-3747

FAX番号 054-221-3757

E-mail sekai@pref. shizuoka. lg. jp

| 決 | | 会派代表者 問部

経理責任者



経理担当者



使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

7 7 8 - 0 0 1

(.会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久

経	費項	目	調査研究費・研修費・ル	広聴広報費・要請陳	情等活動費・	会議費	・資料作	成費・資	料購入費	・事務費・事務所費・人	.件費
内		容	書籍購入代								
年	月	日	令和之年9月	13 日~令和	年	月	目	金	額	2640	円

使途書籍は、書籍名:独関の記み方。公明党に関う、の国	
1 (100) A (00) 1 (100) 100	以 之)
政務活動・県政との県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。関連性	

≪領収書貼付枠≫

 2020/09/13(日)*20:17
 X0:45001045

 No. 01-000404808
 X0:45001045

 0261:9784396617042
 0030
 01400

 ビジネス書
 1点
 *1,540

 0261:9784620326511
 0031
 01000

 ビジネス書
 1点
 *1,100

 数
 三
 2点

 合
 計
 *2,640

 調金板い等計
 *2,400

 収入消費税等
 *240

 財金
 *240

 財金
 *240

 財金
 *240

 財金
 *240

 財金
 *2,000

 おろりま
 *3,000

 おりま
 *3,000

 おりま
 *3,000

支払着: 四本康久

按分の理由	領収書金額(a)		按分率(b)	政務活動費支出額(a×	b)
全て政務活動にかかる	> 640		/ .	1/10	
ものである。	20-09	.円	100 %	2,640	円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

| 決 | 会派代表者

簡部

経理責任者

廣田

経理担当者

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

774-003

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請練情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内 容	第七七年遗产的一满凌人参加
年 月 日	令和 2 年 9 月 /3 日~令和 年 月 日 金 額 200 円

目的	富山也是透底中的一群俊人务加
使途	[] 本文
政務活動·	Lux161 34等条本1772
県政との	講演众会加江山)今後四年施养参考江村子。
関連性	

≪領収書貼付枠≫

富士宮市営神田川観光駐車は

またのご利用をお待ちしております

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

関連イベント

※新型コロナウィルス感染症対策のため、 内容を変更もしくは中止する可能性があります。



サイエンスレクチャー

巨大な「水がめ」である富士山の成り立ちと富士山が育んできた特 色ある自然環境、そして私たちの生活との密接な関わりの歴史につ いて、各分野の研究者がそれぞれの専門の目からみた「富士山の通 水」について解説します。

会場/1階研修室(定員30名、当日先着順。開始30分前より受付開始)

第1回:8月21日(金:県民の日)13:30~16:30

【特集】富士山研究の最前線

馬場 章 (山梨県富士山科学研究所 研究員) 「富士山の噴火史と宝永噴火の実態」 小野昌彦 (産業技術総合研究所地質調査総合センター 研究員) 「富士山麓の湧水の科学」 岸本年郎(ふじのくに地球環境史ミュージアム 教授)「"新しい山"富士山の自然と昆虫」

第2回:9月13日(日)14:00~16:00

火山の湧水に潤う地域

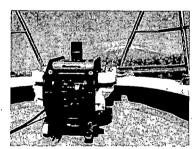
小林 淳 (静岡県富士山世界遺産センター 教授) 「噴火が創出する火山の恵み」

丹保俊哉(富山県立山カルデラ砂防博物館学芸具)「立山の火山と常願寺川の恵みと災禍」

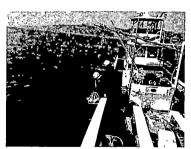
第3回:9月27日(日)14:00~16:00

富士山湧水が育む駿河湾と湧水の利活用

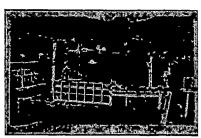
村中康秀(静岡県環境衛生科学研究所) [富士山の湧水の活用と駿河湾海底湧水] 渋川浩一(ふじのくに地球環境史ミュージアム 教授)「駿河湾が育む多様な魚類」



遠隔操作無人探査機(ROV) 静岡県環境衛生科学研究所 提供



駿河湾上における調査の様子 産業技術総合研究所 提供



富士山頂「金明水」



宝永山と富士山頂 山都原家十山科学研究所 提供





フジミドリシジミ ふじのくに地球環境史ミュージアム 提供

研究員によるフロア・ガイド

会場/企画展示室(無料。企画展示室前にお集まりください。)

当館研究員が富士山の湧水の不思議を わかりやすく解説します。

8月8日(土)・22日(土)、9月6日(日)・26日(土) 10月3日(土)・4日(日)

各日3回(10時30分~、13時30分~、15時30分~) (サイエンスレクチャー後にも随時開催予定)

※都合により変更の可能性があります。

富士山の漢水—その道のりと歴史— Spring water of Mt. Fuji : Carrying knowledge into new fields

会期/2020 (令和2) 年 8月8日 (土) ~10月4日 (日)

会場/静岡県富士山世界遺産センター2階 企画展示室

※本企画展は常設展観覧料でご覧いただけます。

●新型コロナウィルス感染症拡大等の理由で、予定が変更となる可能性があります。 ホームページをご確認の上、ご来館お願いします。



静岡県富士山世界遺産センター

Geological Survey of Japan 地質調査総合センター

静岡県環境衛生科学研究所





静岡県富士山世界遺産センター

開館時間/9:00→18:00 (8月) 、9:00→17:00 (9月~10月) ※最終入館は閉館の30分前 休館日/8月18日(火)、9月15日(火) 常設展観覧料/一般300円 ※本企画展は常設展観覧料でご覧いただけます。

70歳以上・大学生以下・障害者等無料(証明書を御提示下さい。)

電車/JR身延線富士宮駅から徒歩8分 車/新東名高速道路新富士ICから約10分・東名高速道路富士ICから約15分









决 会派代表者



経理責任者



経理担当者



使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

7 7 7 — 0 0 2

____ (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久)

経到	費項	目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請制	等活動費・	会議費	・資料作	成費・	資料購入費	· 事務費	・事務所費・人件費
内		容	複合機保守・コピー代							
年	月	日	令和 2 年 9月 /4日~令和	年	月	Ħ	金	額	-	3326円

目的	政務活動資料のコピー
使途	ク、8 ^{月請求分}
政務活動・	
県政との	政務調査活動、県政関連資料等の作成
関連性	

≪領収書貼付枠≫

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動	116	1/2	2-/
で按分	665 LA	. %	1 3 <i>52</i> 0 ⊞

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

₩ HISAGO #N787(50) J626759

		-329 <u>G</u>	REFER.	E D?	TT	396	E SEE		YED:S	795SV	
SEPPERENCE OF			,	H	ià	à		金額		領収証	
क्रिक्निक अडाक्रीक मिक्रेड	〒418-0041 富士宮市芝川町36-18 TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027		りには、	上記正に領収いたしました		Ty ()		7	The second second	, FT	DESTRUCTORS
<u>क्रिक्ट्यहात्रस्य स्ट</u> ाहा	宮市港川町36-18 ミ) FAX 0544-27-1027				小切手	現金	ソント 消費税等) / / /	禁		
ESEENTENEEN		, ,			TI .		等		EX/186 = 0	No	KENERYKREK
The state of the s	a							•	•		

但し書:探中・コピー代

請求書

の調力ノ文具

7418-0041 富士宮市淀川町36-18 TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-102 (1345 安十安居用会陈끯川支庄 @ 500790

合計金額¥ ろららみ

8月3/日締切分

-		•					
請	求	· 引	5	 金	額	摘	要
前月] ご請	求	額			,	,
	. ح	入金	額				·
前	月繰	越	額				
税抜	お買上額	\sim	枚	L	048_		
	消費税	等 ———			604		-
当月	月 ご 請	求	額	1	652		Lite

11 HISAGO #N618S(25) J634354

※内訳 2枚 (別紙)

請求書

の闘サノ文旦

安全是久 様 > # 2 月/8 日



下記の通り御請求申し上げます

〒418-0041 富士宮市淀川町36-18 TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027 振込先 富士宮信用金庫淀川支店 母 500790

合計金額¥	3000
H H 1 37 HV .	11 11 0 0

	名	数	量	東	価		金					彮		摘	要
IM CZSOOPIC	基本省	7	•						},	26	7/	7			
2															
3														_	'
4	•							-					/		
5			•							\					
6						1				1	1		<i>p</i>		
7															
8 .					i										
9															
10	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·														
11															
12													-		
(htssoo #N634(100)別 J62	9067			合	計				}	0	2	2			p

ヒサゴ店名入伝票のご用命は……サノ文具へ ☎27-1023代) **6048** 請求書

樣

の領域サノ

下記の通り御請求申し上げます

〒418-0041 富士宮市淀川町36-18 TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027 振込先 富士宮信用金庫淀川支店 曾 500790

合計金額¥ 3048

	Net.	1001	335	tm*	-						zł.	55	-tab:	nii
品 名	数	量	単	価		<u>金</u>	<u>. </u>	—т	-		ñ	Ą	摘	要
品 名 1/M C2500F P/C エノガラー 2 100/以上 3	100.	0	}					3.	0	0	//			
2 100/1Xt	16		3							K	8			
3			.7											
4														
5				· <u>-</u> ·							/		 	
6	/		, h			-			\overline{Z}	/				
7			· · ·						_					
8 / 2			,	7			/							
9			3.4			\nearrow								·
10			dy.	/	<u></u>									
11														
12													 	
(HISAGO #N634(100)別 J629067			合	計				>	12	6	Š			

ヒサゴ店名入伝票のご用命は……サノ文具へ ☎27-1023代) 6048

9-16 整理番号



経理責任者



経理担当者

使途項目

支 出 証 拠

7. 4 0 0 3

____ (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久)

経	費項	目	調査研究費·研修	ででである。 でである。 である。 である。 である。 である。 である。 であ	情等活動費	· 会議費	・資料作	成費・資	料購入費	・事務費	・事務所費・	人件費
内		容	県庁にて調	查							_	
年	月	田	命和 之年 4	月15日~令和	年	月.	F	金	額		362	0 円

- 5		
	目的	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
	(該当項目に丸印)	
	使 途	交通費・宿泊費・駐車料
	(該当項目に丸印)	文世有"1617月"和中国
	政務活動・	・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。
	県政との	・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。
	関連性	・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。
	(該当項目に丸印)	・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。
•	はな当られていたけり	・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
	4 AT 15	±

≪領収書貼付枠≫

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる	7/70		2/20
ものである。	5020 H	100 %	3020 _H

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

駅-No 5201160 領 収

5201160 駅-No 領 収

金額

様

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済

静岡駅

現金出納社員

友N者: 四本康久



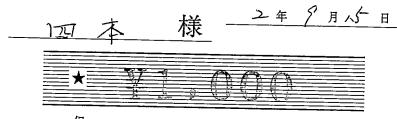


支払者: 四本康久

輔富士一静岡(往復)

7.860 A × 2/6 本 2.620 A 原本: 2 年 9 月 整理番号 9-10 参照

領 収 証



但

上記正に領収いたしました

内 税抜金額 消費税額等(

富士市柳島276-8 駐車場ミニパーク

コクヨ ウケ-1048

TEL0545-61-7863

如者: 四本康久 但1書: 馬車料

金額

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納

付につき名古屋中村

税務 署承認済

静岡駅

現金出納社員

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

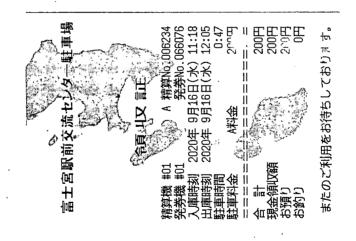
774-003

------ 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久)

経費	項目	調査研究費・研修費	貴・広聴広報費・要請練	情報景	·会議費	・資料作	成費・資	料購入費	・事務費	・事務所費・人	件費
内	容	電電	市商店谷	经	中山	B -	动	2			-
年月] 日	令和シ年?	月16日~令和	年	月	B	金	額		200	円.

目的	爱语和底舒建盟会表的它们2分11
使 途	马车 车子
政務活動・ 県政との	构态符的状识上中リング、今後《母格等》参考的表
関連性	

≪領収書貼付枠≫



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全2 成熟货物に		/	
かかるものかなる	200 H	100 %	· · · 20V 円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

様式第1-1号 9-18 整理番号 会派代表者 経理責任者 経理担当者 サーチキー 使途項目 支 出証 拠 7 | 8 | 0 0 0 3 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ – 四 本 康 久) 経費項目 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請輔情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 内 容 事務所電話使用料 (20年 8 月請求分) 令和 2年 9月/6日~令和 年 月 日 年 月 金 目 的 使途. 政務活動・ 県政との 関連性 ≪領収書貼付枠≫ 支払合計額 ケーブ ルテレヒ 料 政務活動費請求対象額 5656 H 8406円 - 2,750円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動	5.656	. 1/2	
で按分	24 円	%	2828 _H

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

0

d

発行番号 2020311400 発行日 2020年 9月16日

株式会社TOKAIケーブルトプラー 〒410-0053 沼津

お問合せ先 0120-696-942

領収書

領収金額

¥8, 406

項目	金額
2020年8月分 ※電話関係料金は前月利用分となります。	¥8, 406

但し、ケーブルテレビ・インターネット・ひかり電話利用料として 上記の金額 2020年8月カード決済 にて正に領点

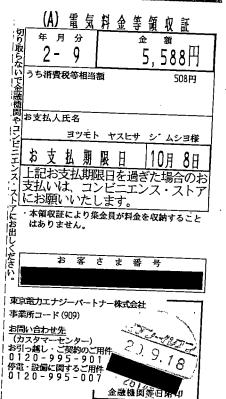
	·			整理	番号	9-19
決 会派代表	長者 第	経理責任者	廣田	経理担	当者	
使途項目 7 8 7 7 -	サーチキー - <mark>0 0]</mark> (会派名	支 出 証・議員氏名 ふじ		^フ ラブ – [四 本	康久)
経費項目	調査研究費・研修費・)	広聴広報費・要請陳情等活動	骨・会議費・資料	「成費・資料購入費	・事務費	・事務所費・人件費
内 容	事務市	竹翠岛,	(ار (ا	引序(•	
年 月 日	令和 2年 9月	/8日~令和 年	月. 日	金額		6069
		•				
目的				,		
使途						
政務活動・ 県政との 関 連 性		· -				
≪領収書貼付	枠≫					
<i>A</i> :	14が6 <u>4</u> 7.2		· .			
	•	<i>:</i> .				
-						. · .

按分の理由 / ////	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政治的动业的发生的		1/2	, ,0
で投分	12.138 19	%	606) _円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

金融機関や二 地点番号 03-0011-2090-9030-1510-1053 (A) 電気料金等領収証 電気ご使用量のお知らせ ヨツモト ヤスヒサ 切り取ら 年 月 分 ご使用場所 富士宮市北町15-1 550円 9 6. 8月 7日~ 9月 7日 9月 8日 (32日間) ご使用期間 契約種別 うち消費税等相当額 低圧電力 595 PF 検針月日 の窓口で 136k\h 4kW 機 関 お支払人氏名 請 当月 指示 03459.7 数 求 金 6,550円 03324.0 ヨツモト ヤスヒサ (うち消費税等相当額) 135.7 595円 支払期限日 10月 8日 た。 計器乗率(倍) 取替前計量値 計器番号(下3桁) 基本料金 4, 263円60銭 払いの場合は切り取らないでお出しください。の場合は左側の2票だけをお出しください。 上記お支払期限日を過ぎた場合のお 上電力量料金 支払いは、コンヒ 184 ·夏季料金 2,362円32銭 にお願いいたします。 90% ·他季料金 料 0円00銭 ・本領収証により集金員が料金を収納すること ·燃料費調整額 昨年 9月分は32日間で 122k#hです。 金 -480円08銭 はありません。 今月分は1日あたり 11%増加しています。 内再工ネ発電賦課金 405円 燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり) お客さま番号 9月(当月)分 -3円53銭 10月(翌月)分 -4円18銭 翌月分は当月分に比べ -0円65銭 東京電力エナジーバートナー株式会社 今月分 お支払期限日 10月 8日 事業所コード (909) 次回検針予定日 10月 9日 30.9.18 お問い合わせは、下記の電話番号まで ~おかけ間違いにお気をつけください。~ お問い合わせ先 (カスタマーセ) 地区番号 お客さま番号 お引っ越し・ご契約 0120-995-9 3問い合わせ先/カスタマーセンター お引っ越し・ご契約に関するご用件 0120-995-901 停電・設備に関するご用件 0120-995-007 08 \検針員 停電・設備に関する TEPCO 0120-995-0070 事業所コード(909) 金融機関 日附印





整理番号 9 − 20		
上上	整理番号	9-20



経理責任者



経理担当者



使途項目

支出証拠書

7 | 7 | 8 | - 0 0 1

(. 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久)

経到	費項目	3	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請原常活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内	7	容	書籍購入代
年	月		令和 2 年 4 月 8 日 一 令和 年 月 日 金 額 /5 40 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	書籍購入(書籍名: 9字)り捨てて10倍会的3要約カ
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。
《領心事即付為	九 》

領収証

知着

西本

様之年9月19日

四本康久

	1/5/10-
旦の動機さ	て10鬼後のる専約力、書類かりて

上記正に領収いたしました

内訳 税抜金額 富士宮市北町14-2 盤田村書店

消費税額等(%) TEL0544-23-1592

この用紙は森林保全に配慮したFSC認証パルプを使用しています。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)	
全て政務活動にかかる	1 6 / 1 -	/	(),0	
ものである。	[540 円]	100 %	<i> 540</i> ₁₉	

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

| 決 | 会派代表者



経理責任者



経理担当者

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

7 7 8 — 0 0 1

_____ (. 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久)

経	費項	目	調査研究費・研修費	・広聴広報費・要請	陳情等活動費	・会議費	・資料作	支費・ 資	料購入費	・事務費	・事務所費・ノ	人件費
内		容	書籍購入代							٠		·
年	月	日	令和 2年 9月	20日~令和	1 年	月	Ħ	金	額	136	1-1-	

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入(書籍名: 近刊女子ヤモント 9、19号 9、26号)
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。

≪領収書貼付枠≫

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)	
全て政務活動にかかる	1,361	/	1.361	
ものである。	/ 30 -円	100 %	一	

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

谷島屋 富士宮店 TEL 0544-22-8020

毎度ご利用ありがとうございます レジNo.0012 伝票No.00127409 2020年09月20日(日) 18時00分

取引レシート 営業日 2020年09月20日(日)

会員NO.

◆〉週刊ダイヤモンド

▼/ 旭リノコ、 4910202440909 1 ◆> 週刊ダイヤモンド 4910202480900 1 730

730 [©]

小 計 2 1,460 注)§は軽減税率(8%)適用商品

**?小利用計。 合計 ※内訳(10%) (消費税) ※内訳(8%) (消費税) 現金計 お預り お預り	1, 10, 8,	361/ 238 123 0 0 361/ 061 700
今回付与ポイント	合計	18P

通常 ま゛ーナス 6P 12P (内、期間固定Tポイント 12P*) 利用可能はペイント数利用可能Tマネー 457P

本日付与されたポイントは2~3日以降に反映されます。ポイント付与時に、 Tカードが無効の場合は、ポイントは 貯まりません。 詳細はtsite.jpにてご確認下さい。

★TSUTAYAランクアップサービス★ ツタランク[ゴールド:ポイント3倍] 特典期間 [09/05~10/04] 今月のご利用日数カウント[2日] (2日前までの集計) 提供:株式会社蔦屋書店

お客様アンケート実施中! 回答で期間固定Tポイントプレゼント!

もれなく50ポイント/

89442843768814932598

弘者:四本康久

9-22 整理番号 会派代表者 経理責任者 経理担当者

使途項目

サーチキ

出 証 拠書

8 7. 0 0 1

(.会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久)

経	費項	目	調査研究費・研修費・	広聴広報費・要請練	詩活動費・	会議費	・資料作	述費・ 資	料購入費	・事務費・事務所費・人件費
内		容	書籍購入代					,		
年	月	田	命和 2年 9月	26 日~令和	年	月	П	金	額	1760 H

県政、社会情勢に関する情報収集 目的 書籍 (書籍名: ふれは) 上階後博と菅義侯 使 途 政務活動・ 県政との 県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。 関連性

≪領収書貼付枠≫

領収証番号:000004930 2020年09月26日 No. 01-000519823

領収証

回

<u>¥1, 760-</u>

内分がかかが利用計 内現金扱い等計

¥0(内消費税等 ¥0) ¥1,760(内消費税等 ¥160)

但小龙的怪物

上記正に領収いたしました。

㈱戸田書店

〒418-0072静岡県富士宮市矢立町935

電話0544-24-4955

_	_	_	_		
3				•	
-					
2					
		_	•		и

按分の理由	領収書金額(a)		按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)	
全て政務活動にかかる	. 160		. /	h/-	
ものである。	1 /0.0	.円	100 %	// <i>00</i> _円	

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

9-23 整理番号

会派代表者

経理責任者

経理担当者

使途項目 サーチキー

支 出 証 拠 書(各種団体会費)

7 | 7 | 4 | 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四 本 康 久)

経費項目 調査研究費・研修費										
内		容	全日	平鹿 協	名		每点	负费	>	
年	月	日	命和 之年 (月26日~令和	年	月	日	金	額	6000 H

会の趣旨・	展。保護管理和如資源LLZの特統的治用包图32Klzf!
目 的	鹿と人間の共生を目指す.
会の活動	鹿、養鹿及び生転物に関する調査及び不安並かに情報
内容等.	収集 股中提供
政務活動・	会の治動を頂いて得られた情報や会からの意見らせを
県政との 関連性	基施第に反映Ita

≪領収書貼付枠≫

別紙のとおり

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他(

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全工政務的動作	,	/	/
かかるかひをる	6000 _円	100 %	0,000 _H

)

[※] 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれ ぞれ該当欄に記入すること。

領収証	9 本月	表为	様 _{No}	
* /	,000-			
内。訳 	但之心有		海药	収入印紙
小切手		9月26日上記		
手形		全日本度。	杨俊亨	
消費税額等(二%)			W.C.	
ニーコクヨニウケ-98	というというというというというというという。	はは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本		



全日本鹿協会のご案内

全日本鹿協会(旧名:全日本養鹿協会)は、

日本鹿の資源的利用を進展させるための全国組織として、平成2年に設立されました。

- ①鹿および養鹿に関する調査研究、情報の収集および提供
- ②鹿の資源的利用法、飼養管理、衛生技術の改善、普及
- ③鹿に関する研修会、研究会の開催
- 4国際交流
- ⑤印刷物、出版物の刊行等 を行うことで人と鹿の共生を目的としております。

会員の種別と年会費

団体会員 1口50,000円(議決権1票あり) 正会員 6,000円(議決権・投稿権あり) 賛助会員3.000円(議決権なし、投稿権あり)学生会員1,000円(議決権なし、投稿権あり) ゆうちょ銀行 普通 10280-03715311

あるいは、店名〇二八 普通 0371531 三井住友銀行神田支店 普通 219-7599303

刊行物

「日本鹿研究」 創刊号~11号(会員は無料) 「養鹿マニュアル」 (2,000円、会員1,500円) 「養鹿経営を安定させるための指針」(2.000円、会員 1.500円) 「鹿皮なめしマニュアル」(1,500円、会員1,000円) 月2回、鹿関係の全国の情報を、メール配信しています。

イベント・講習会

2020 年度予定

鹿ワークショップ(9月5日 静岡県富士宮市ふもとっぱら)(イオン環境活動助成) 第8回世界鹿大会(10月11~16日 スロバキア、延期)

講演会・展示会・ワークショップ(12月5、6日、港区環境プラザ)(イオン環境活動助成) 鹿肉を食べる会(新年会)(2021年1月予定)

鹿皮タンニンなめし講習会(2月予定 静岡県富士宮市)(イオン環境活動助成)

事務局所在: 〒438-8577 静岡県磐田市富丘 678-1

静岡県立農林環境専門職大学短大、小林研究室内 TEL webmaster@nihon-shika.info http://nihon-shika.info/ 会 長:鈴木 功

全日本鹿協会規約

Japan Deer Society (全鹿協; J.D.S.)

平成2年3月16日施行 平成21年7月1日改定 平成22年4月21日改定 平成28年5月25日改定

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、全日本鹿協会(以下「協会」)と称する。英名はJAPAN DEER SOCIETYとし、略称は全 鹿協(J.D.S.)とする。 本会は平成2年3月に設立された全日本養鹿協会の事業を継承し、平成21年7 月に名称を改定した。

(事務所)

. 第2条 協会は事務所を設ける。場所等については、内規で定める。

第3条 協会は、鹿の保護管理および資源としての持続的活用を図ることにより、鹿と人間の共生を目指す ことを目的とする。・

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鹿、養鹿及び生産物に関する調査及び研究並びに情報の収集及び提供
- (2) 鹿の繁殖、飼養管理、衛生技術改善及び普及
- (3) 鹿の生産物及び加工品の流通推進業務
- (4) 鹿及び養鹿に関する研修会及び研究会の開催等
- (5) 鹿及び養鹿事業に関する国際交流
- (6) 鹿及び養鹿事業に関する印刷物、出版物の刊行
- (7) 鹿の系統に関する登録
- (8) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(規程)

第5条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、規定で定める。

第2章 会 員

(会員の種別及び資格)

第6条 協会の目的に賛同するもの又は団体は、以下の種別の会員になることができる。

- (1) 正会員(個人、団体)
- (2) 賛助会員
- (3) 学生会員

(入会)

第7条 協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなくてはならな Vio

(脱退)

第8条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。

- (1) 会員から脱退届があったとき
- (2) 会員たる資格を喪失したとき
- (3) 禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき
- (4) 死亡または解散
- (5) 会費を引き続き2年以上納入しないとき
- (6) 除名

(除名)

第9条 会長は、次の各号の事由の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の開催日の10日前までにその会員に対して、その旨書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉を毀損する行為をしたとき
- (2) 規約又は総会の決議を無視する行為をしたとき
- 2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 会費は、入会の際に会員の種別に応じて総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年度会員の種別に応じて総会で別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が脱退した場合においても、これを返還しない。 (届出)
- 第11条 会員は、その氏名(会員が団体の場合には、その名称、代表者の氏名)、住所(会員が団体の場合にはその所在地)又は定款若しくは寄付行為若しくはこれに代わるべき規程に変更があったときは、 遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。
 - 2 会員が団体である場合には、あらかじめ会員の代表者としてその権利を行使する者を協会に届け出 ねばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第12条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上 20人以内
- (2) 監事 2人以上 3人以内
- 2 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、正会員以外の者から理事5人以内を選任することができる。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうちから会長1人、副会長4人以内及び事務局長1名を互選する。

(役員の職務)

第13条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 事務局長は、会長及び副会長を補佐し事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織し業務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2年とする。しかし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第15条 任期満了又は辞任により役員の定数を欠くに至った場合は、退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第16条 協会は、役員が協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、 総会の議決を経て、解任することができる。この場合には、協会は、その総会の開催日の10日前まで にその会員に対して、その旨書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

(役員の報酬).

第17条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規程にかかわらず、常務の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。 (顧問及び参与)

第18条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2、顧問及び参与は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第4章 総 会

(総会の種別等)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において、出席正会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次に揚げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- (3) 民法第59条第4号の規定により監事が召集したとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が召集する。

- 2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の10日前までに、その目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(会議の決議方法等)

第21条 総会は、正会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 正会員は、総会において各1個の表決権を有する。賛助会員、学生会員は表決権を有しない。
- 3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ、決議することができる。ただし、次条各号に揚げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りではない。
- 4 総会の議事は第23条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議会の決議事項)

第22条 この規約において、別に定める事項のほか、次の各号に揚げる事項は、総会の決議を経なければならない。

(1) 規約の変更

- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 入会金、会費(個人・団体)及び賛助会費の額並びにその徴収方法決定又は変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告、収支計算、正味財産増減計算、財産目録及び貸借対照表の承認
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

(特別決議事項)

第23条 次の各号に揚げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上による議決を必要とする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

- 第24条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
 - 2 前項の書面は、総会の日の前日までに協会に到着しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
 - 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 護事録は議長が作成し、次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席会員数(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

第5章 理事会

(理事会の機構等)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 監事は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

- 第27条 この規約において別に定めるもののほか、次の各号に揚げる事項は、理事会において審議し、又は 決議するものとする。
 - (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関すること
 - (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
 - (4) 諸規程の制定又は改廃に関すること
 - (5) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第28条 第19条第4項第2号、第20条第3項、第21条(第3項ただし書を除く。)、第24条及び第25条の規定は、

理事会について準用する。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

- 第29条 会長は、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。
 - 2 専門委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。
 - 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 事務局等

(事務局及び職員)

- 第30条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。
 - 2 事務局に職員を置く。
 - 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第31条 協会の業務の執行の方法については、規定に定めるもののほか、理事会で定める。

(書類及び帳簿の備え付け)

- 第32条 協会は、事務所に、民法第51条及びこの規約で定めるもののほか、次に揚げる書類及び帳簿を備え 付けて置なければならない。
 - (1) 規約
 - (2) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
 - (5) その他必要な書類及び帳簿

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産の構成)

- 第34条 協会の資産は、次の各号に揚げる物をもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金、会費及び賛助会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入
 - 2 協会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。
 - 3 基本財産は、次の各号に揚げる物をもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (2) 理事会で基礎財産に繰り入れることが議決した財産
 - 4 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協会の事務遂行上やむを 得ない理由があるときは、総会の決議を経て、その一部若しくは全部を処分し、又は担保に供するこ とができる。

5 普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

- 第35条 協会の資産は、協会が管理し、その方法は理事会において定める。
 - 2 会計に関する規程は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(収支計算の方法等)

- 第36条 協会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。
 - 2 第4条に揚げる事業のうち補助事業に係る経理ついては、特別の勘定を設けて他の事業に係る経理と 区分して経理しなくてはならない。
 - 3 毎事業年度の収支決算における収支差額については、翌年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第37条 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借り入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、当該年度の予算が直近に開催される総会において決定したときは、失効するものとし、当該収入及び支出があるときは、これを当該年度の予算に基づいて実行したもとみなす。 (監査等)
- 第39条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に揚げる書類を作成し、通常総会開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 財産目録
 - 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
 - 3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

第9章 残余財産の処分

(解散の場合の残余財産の処分)

第40条 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て、 協会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第10章 雑 則

(細則)

第41条 この規約において別に定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て 会長が別に定める。 以下の内規は規約第27条(4)に基づき臨時理事会にて制定された内容である。 平成27年12月8日制定

全日本鹿協会内規

全日本鹿協会規約の事業を円滑に運営するため内規を定める。

1 事務所の設置

全日本庭協会規約第2条に基づき以下に事務所を設置する。 〒252-0880 藤沢市亀井野1866 日本大学生物資源科学部内。

2 幹事会

会長、在京副会長、事務局長から構成する。原則として隔月に開催し、本会の運営に当たる。

3 事務局の組織と役割

- ・事務局長は事務局員を会員の中から選び、会長の承認を得る。
- ・事務局には庶務・会計、企画、出版・編集、広報(ホームページ・フェイスブック等)の担当を設ける。

4 日本鹿研究の刊行

編集委員会を設置し、会誌の編集を行う。

5 会議等

- ・事務局長は事務局会議を適宜開催し、会務の円滑な推進を図る。
- ・会議場所は事務局の所在地を原則とするが、他で適宜行うこともできる。

6 諸経費

6.1.1 交通費

理事会、幹事会、事務局会議等に出席するための交通費は実費を支給する。ただし、最短経路・最安値 とし、新幹線・航空機・車輌等の利用については、事務局長の承認を必要とする。

6.1.2 日当

支給しない。

6.2 宿泊を伴う出張

日帰りを原則とするが、やむを得ず宿泊する場合には交通費と宿泊費(8,000円/日を限度)を支給する。

6.3 海外調査

50,000円を限度に支給する。ただし、調査報告書の提出を行う。

6.4 アルバイト

アルバイトの雇用に際しては、交通費は実費、日当は950円/時を限度に支給する。

7 ワーキングチーム (WT) の設置

外部資金を使って業務を遂行するWTは専門委員会とし別会計とする。

以上

様式第1-1	号				٠
	•			整理番号	9-24
決 会派代表	渚。第	経理責任者	廣田	経理担当者	
使途項目 7 8 0 -	サーチキー - 0 0 2 (会派名・	支 出 証 議員氏名 ふじ		ラブ – 四 本	康久)
経費項目				成費・資料購入費・事務費	\
内 容	渡合哲	会リースネ	(3) (0	1月分)	
年月日	命和 ∠年 ♀ 月 2	8 日~令和 年	月日	金額	8.800H
目的					
使 途		_			
政務活動・ 県政との 関 連 性				,	
≪領収書貼付	 忰≫				·
	3 D 2- 9-28		17,600	リコーリース (カ)	
		· .			
		· ·			
		·			
					•

按分の理由かんに対人	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
HARYITYI UMATAN	1.01.00	1/2	200
光動で投か	1 / D 0 0 H	%	J. 8,800 H

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

		•		整理番号	9 - 25
決 裁 会派代表者	(FO)	経理責任者	廣)	経理担当者	

使涂項目 サーチキー

支出証拠書(自動車燃料代)

7 8 0 - 0 0 4

月分】 [.

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四 本 康 久)

	区 分	前回給油(領収書貼付分)	A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
	年月日	年 . 月 日		冷却 2年 9月29日	
.	走行距離		km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離(km)	積	算 方 法 ※		充当額(円)
事 務 費		· 円×	· km/	km	13.020

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (Lm)

※領収書による充当方式

・ 積上げ方式

:領収書金額(円)×走行距離(km)/総走行距離(上記C)(km)

・充当限度割合による按分:領収書金額(円)×充当限度割合

≪支払証明≫上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します。

議員氏名 四 本 康



別紙のとおり

· ·			
按分の理典	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
一武務の動と和門で「	, (1)	1/2	
安分		ч	6 13,620 _円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入す ること。

Enejet ドトールコーに

下見れる 岡重株式会社 EneJet富士宮バイパスSS 静岡県富士宮市ひばりが丘700 TEL:0504-27-4402 2020/09/05(土)17:07 **Tカート*** 会員

480001 0000

021000 ¥3000 @123.0 L- 2 N- 4 24.39L 割引適用(014337) 3円/L,個割引済み

小計 (10%対象 ¥3,000 ¥3,000 ¥273) ¥3,000 🖟 ¥7000 **1**3P 13P 特別P 今回計 13P 利用Tポイント 25OP 利用可能Tポイント 25OP 本日付与されたポイントは2~3日 目以降に反映されます。有効期限が 等の理由で、「カードにポイントが が算されないことがあります。 詳細はwww、tsite 加算されないことがあります。 詳細はwww・tsite・jpに てご確認下さい。 当日給油レシートで ドトール単品ドリンク 1杯30円引き(セットを除く) ※当店のみ、発行当日のみ有効。 お1人様1回1枚の利用となります № 3453 担当:0001 POS番号01 釣銭伝票No.フ24フ 2020/09/05

おつり引換券 2020/09/05(土)17:07 ¥7,000 釣銭番号 7247 釣銭金額 2020/09/05



姑着: 四本康久

16:57

売上 <u> Tカード会員</u> 6-480443-49997-000 現金会員 車両番号

0026-00 レギュラー 数量 22.06L 単価 136円

¥3,000

合計 ¥3,000 ·¥3,000[℃] (消費稅10%対象 ¥273) 内消費税等 Tカード番号: Tポイント:基本P 13P 特別P OP 13P 今回計 OP 利用ポイント 利用可能ポイント 247P 本日付与されたポイントは2~3日 目以降に反映されます。有効期限切 等の理由で、Tカードにポイントが 加算されないことがあります。 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ

現金でお買上げの場合は領収置にかえさせて頂きます。

610

株式会社ENEOSウイング 富士インターTS 富士市伝法3201-1 静岡県 TEL:0545-57-7550 SS-480443 レシート№ 0302-03 -5No9951-9952

2020/09/11

支払者: 四本康久

Enejet **ドトールコーヒー**

令頁 山又書 岡重株式会社 | Muler | Mu 2020/09/14(月)12:16-/ **Tカート** 会員

130 180001 0000 ルギュラ 021000 [23.44L/ @128.0 L- 4 N-10 割引適用(014337) 3円/L,個割引済み

~·¥3,000. (10%対象 ¥3,000 内消費税 ¥3,00 内消費税 ¥27 合言十 ¥3,00 お預かり ¥3000 お釣 上記にて領収書とさせて頂きます は*0小:基本P 13 ¥273) 000 ¥0 **1**3P OP 特別P 今回計 13P 利用Tポイント 388P 利用可能Tポイント 388P 本日付与されたポイントは2~3日 目以降に反映されます。有効期限切 等の理由で、「カードにポイントが 加算されないことがあります。 エアンでを対していた。 POS番号01 2020/09/14

支払者:四本康久



令**眞リ又 書** 岡重株式会社 EneJet富士宮バイパスSS 静岡県富士宮市ひばりが<u>斤</u>700 TEL:0544-27-4402

2020/09/14(月)23:02/ **Tカート** 会員 様 480001 0000

レギュラー" - 女皇 021000 ¥2163 』16.90L』 @128.0 L- 4 N-10 割引適用(014337) 3円/L.個 割引 済み

小計 (10%対象 ¥2,163 ¥2.163 内消費税 合言十 お預かり ¥10000 ¥197) 163// お釣 ¥7837 上記にて領収書とさせて頂きます が、基本P 特別P **9**P **OP** マクロ計 9P 利用Tポイント 0P 利用可能Tポイント 38アト 本日付与されたポイントは2~3日 目以降に反映されます。 有効期限切 知知された、アントドにポイントが 加算されないことがあります。 加算されないことがあります。 詳細はwww・tsite・jpに てご確認下さい。 当日給油レシートで ドトール単品ドリンク 1杯30円引き(セットを除く) ※当店のみ、発行当日のみ有効。 お1人様1回1枚の利用となります №.4300 担当:0001 POS番号01 2020/09/14 釣銭伝票No.1697

おつり引換券 2020/09/14(月)23:02 釣銭金額 ¥7,837

2020/09/14 2020/09/09/14 2020/09/14 20

知者: 四本康久

ENEOS

納品書(觚建).

売上 Tカード会員 1-7863-0000006-0000 現金会員 車両番号 **賽車番** 020101 レギュラーガソリン P-06 23.44L * 128円 ¥3,000 合計 ¥3,000/ (消費税10%対象 ¥3,000 内消費税等 ¥273) 「カート"番号: Tポイント:基本P 13Þ 特別P 0P 特別P(SS). 13P 今回計 26P 利用ポイント 0P 利用可能ポイント 429P 本日付与されたポイントは2~3日 目以降に反映されます。有効期限切 等の理由で、Tカードにポイントが 加算されないことがあります。 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ

株式会社 久保田商店 南松野SS 静岡県 富士市南松野26-1 TEL:0545-85-1515 SS-480384 場所コート*:7863 レントNo 5161-01 データNo0204-0205

2020/09/17

支机者: 四本康久

Enejet FF-JJ-L-

令頁**リ又書** 岡重株式会社 EneJet富士宮バイパスSS 静岡県富士宮市ひばりが丘700 TEL:0544-27-4402 2020/09/18(金)16:52 **Tカート**・会員 様

レギュラー 021000 ¥877 6.85L @128.0 L-2 N-4 割引適用(014337) 3円/L,個 割引 済み

¥877 (10%対象 ¥877. 内消費稅 合計 ¥80) ¥8フブ ¥1000 ¥123 お釣 39 3PPP日 3PPP日 3PPP日 5053目別 42~30月 OP 今回計 2020/09/18 的銭伝票No.2462

2020/09/18(金)16:52 金**分金支金を買** ¥1.23 2020/09/18 2020/09/18 28 0 2 4 6 2 0 0 1 2 3 0

支孔者: 四本康久

ENEOS

納品書(觚建)

売上
<u>Tカード会員</u> 様
6-480443-49997-000
現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P03
数量 22.06L
単価 136円 ¥3

利用ポイント OP 利用可能ポイント 457P 本日付与されたポイントは2~3日 目以降に反映されます。有効期限切 等の理由で、Tカードにポイントが 加算されないことがあります。 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

株式会社ENEOSウイング 富士インターTS 静岡県 富士市伝法3201-1 TEL:0545-57-7650 SS-480443 レシ-トNo 5553-03 デ-タNo1576-1577

2020/09/20

<u>。</u>令更以又害

Enejet

ドトールコーヒー

岡重株式会社 EneJet富士宮バイパスSS 静岡県富士宮市ひばりが丘700 TEL:0544-27-4402 2020/09/22(火)23:38 **Tカート**

Tカート**会員 様 480001 0000 元上 ボームス レギュラー 021000 ¥3000

@126.0 L- 4 N-10

割引適用(014337) 3円/L,個 割引 済み

23.81L

2020/09/22

支払者:四本康久

令**員**4**又**書 岡重株式会社 EneJet富士宮バイパスSS 静岡県富士宮市ひばりが丘700 TEL:0544-27-4402 2020/09/27(日):08:11 **Tカート**** 会長

ルギュラー 021000 ¥2000 15.87L @126.0 L- 2 N- 4 割引適用(014337) 3円/L.個割引済み

小計 ¥2,000 (10%対象 ¥2,000 内消費税 ¥18 合言十 ¥2,00 お預かり ¥2000 お釣 ! 上記にて領収書とさせて頂きます ¥182) 000 91 OP 今回計 **9**P 利用Tポイント 利用可能Tポイント OP 利用り能にホイント 本日付与されたポイントは2~3日 目以降に反映されます。有効期限切 等の理由で、「カードにポイントが 加算されないことがあります。 詳細はWWW・tsite・jpに 詳細はwww.ts」te.」pル てご確認下さい。 当日給油レシートで ドトール単品ドリンク 1杯30円引き(セットを除く) ※当店のみ、発行当日のみ有効。 お1人様1回1枚の利用となります No.8664 担当:0001 POS番号01 2020/09/27

刻者:四本康久

支払者:四本康久

				五年田万	1-26
決 裁 会派代表	者。第	経理責任者	廣田	経理担当者	
使途項目 7 8 0 -	サーチキー - 0 0 3 (会派名・	支 出 証議員氏名 ふじ		ラブ – 四 本	康久)
経費項目	調査研究費・研修費・広				
内 容	携帯電話使用料	(20年8月	月分)		·
年 月 日	命和 2年 9月3	0日~令和 年	· 月 日	金額	3.25 P
	,				
目 的					
使 途					
政務活動・ 県政との 関 連 性					
≪領収書貼付	卆≫				
	類 ケータイ補償料 グ円 ー 750 円×1.		求対象額		
	·				
	02-09-30		7,344 ►"⊐€	<u>ታተ</u> ያተ	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	1 - 0	1/2	. 0
	6.51 Y	%	3.251 円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

BREAKDOWN RV CATEGORY (YEAR)	AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS: OF BREAKDOW	NO	# 税区 (7)
		ご利用期間(8/1~8/31)		
>基本使用料等(計)		15-15- () O O (rechtin		+_
3, 480	3, 480	ギガライト2:2年定期	ステップ2:1GB~3GB	合
-	3, 680	(内訳) ギガライト2:2年定期		
	-500	(内訳) みんなドコモ割		-
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	300	(内訳) spモード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は	0.10	合
	0	(参考) 高速通信 (利用ケータ) は	2. 1 G	F
>通話料・通信料(計) 1,925	225	Xi·SMS通信料	8月ご利用分	合
	1, 700	かけ放題オプション定額料		合
>その他ご利用料金等(計)		四点 悪奈 まれ はっぱ 田州		合
1, 272	300	留守番電話サービス利用料	·	
,	200	あんしんセキュリティ利用料	 	合
	除外 750	ケータイ補償サービス(750円コース)		合
	400	あんしん遠隔サポート利用料		合
	-380	あんしんパックモバイル割引		<u></u>
	300	ドコモWiーFi利用料(spモード)		<u></u>
······································	-300	キャンペーン割引料(ドコモWiーFi)		合
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	<u></u>
>消費税等相当額(計)	667	消費税等相当額(合計)	- 合算表示の料金合計×10%	+
007				
合計		<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
7,344	7, 344	合計		-
	·	<nttドコモからのお知らせ></nttドコモからのお知らせ>		
		〇継続利用期間は、8月末で	20年5か月となりました。	
		〇ポイントのお知らせ		
		8月ご利用分に対する獲得ポイントは、	60です。	
		(ポイント進星の対象になるご利用金額は、	6,677円です。).	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。		
		Oステージのお知らせ		
•		8月末のステージは、	プラチナステージです。	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。		_
		〇個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。	(2020年8月31日現在)	\top
				┪
				1
				\top
				\top
				\top
				+-
	,			\top
				\dashv
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				+
			. 	+-
		<u> </u>	 	+-
	1	l .	İ	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

整理番号 9-27

決 会派代表者



経理責任者



経理担当者



使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

775 - 003

──会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ ─ 四 本 康 久)

経	費項	目	調查研究費·研修	景・広聴広報費・要請	東情等活動費	会議費	• 資料作	成費・資	料購入費	・事務費・事務所費・人件費
内		容	始議	研究会	研作	多食				· .
年	月	日	令和 2/年 9	月 30 日~令和	年	月	目:	金	額	30,440 ^P

目的	地方战乱研究分研修会复舞
使 途	受講科 講座 15000×2.講座.
政務活動·	研修を、到して、堪成に反映工せていく。
県政との	Willing Con Contraction of the C
関連性	

≪領収書貼付枠≫

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全工政務设動に	- 4/10	/	\ /1(h)
かかるものである。	30 440 _円	100 %	

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



令和2年9月30日(水)

静岡県議会 四本 康久 様

地方議員研究会 セミナー事務局 電話 06-7878-6297 (平日9~12時、13~17時) FAX 06-7878-6308

入金確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。

受講料のお振込みを下記のとおり確認いたしました。

資料、USB動画データ、領収証は、一週間前後で郵送いたします。 動画データの無断転載等はご遠慮願います。

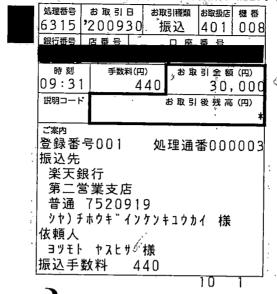
よろしくお願いいたします。

記

- ・お申込み講座
- ①質問のための情報の集め方
- ② 質問聞き取り時の職員対応マニュアル
- •受講料 1講座 15,000円 × 2講座 = 合計 30,000円
- •領収証宛名 四本 康久 様
- •郵送先 〒418-0061 静岡県富士宮市北町13-3
- •お振込み日 令和2年9月30日(水)
- ・お振込み名義人 四本 康久 様

ご利用明細票

いつもくろうきん>をご利用いただき、ありがとうございます。 ご利用明細票の内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。



/ (ろうきん

Y2060 (1401)

領 収 証

四本康久

様

2020 年 9 月 30 F

¥30,000

旦「質問のための情報の集め方」

「質問聞き取り時の職員対応マニュアル」 資料・動画データ代として

上記正に領収いたしまし

地方議員研究会 〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639 TEL 06 (7878) 6297

				整理番号	9 -, 28
決 会派代表者	電影	経理責任者	廣田	経理担当者	

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

7.81 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ – 四 本 康 久)

経	費項	目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請凍情	等活動費	・会議費	・資料作	成費・資	料購入費	・事務費・事務所費・人件費
内		容	事務所賃借料 ((1) 月分)						
年	月	日	令和 2年 9 月 30日~令和	年	月	B	金	額	31,275 円

目的		
使 途		
政務活動·		
県政との	<u> </u>	
関連性		

≪領収書貼付枠≫

₁₈ 20-09-30	200	*62,000りウキン カンアサヒケンセツ
₁₉ 20 - 09-30	200	*550振込手数料
· _		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動	•	1/2	
で按分	62,550 円	%	31,275 円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-29

決 会派代表者



経理責任者



経理担当者



使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

7 7 8 - 0 0 2

____ 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久)

経	費項	目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内		容	新聞購読料(静岡・岳南朝日新聞、富士山新報)
年	月	日 .	令和 2年 9月30日~令和 年 月 日 金 額 430 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集						
使途	20年9月購読料						
政務活動・ 県政との	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。						
関連性.							

≪領収書貼付枠≫

02-09-30 200

4,907 シンフ"ンタ"イ

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる	1200	./	4907
ものである。	400 円	100 %	4.90.7 4 元 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

様式第1-1号 整理番号 9-30 会派代表者 経理責任者 経理担当者 使途項目 サーチキー 書 支 出 証 拠 7 8 0 0 2 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四 本 康 久) 経費項目 調査研究費・研修費・広聴広報費・医請請等活號・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 内 密 新聞購読料(しんぶん赤旗 日刊・日曜版) 令和 2年 4月 30日~令和 年 月 月 額 H 金 4,427 円 目的 県政、社会情勢に関する情報収集 → 年 4 月購読料 使 途 政務活動・ 県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。 県政との

四本康久様

関連性

≪領収書貼付枠≫

 日本共産党発行の大旗

領 収 書 4,427 "

4,42/_円 2020 _年 9 _{円公}

上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました 日本共産党東部地区委員会 〒410-0312 沼津市原698-1 TEL 055-968-7150 FAX 055-968-7155

領 9/30



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる			
ものである。	4,427 円	. 100 %	4, 427 円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

整理番号 9-3/

| 決 | 会派代表者



経理責任者



経理担当者

使途項目

サーチキー

支出証拠書

7 7 8 - 0 0 2

経	費項	Ī 🗏	調査研究費・研修	費・広聴広報費・要	S請陳情等活動費	· 会議費	・資料作	成費・資	料購入費	・事務費・	事務所費・丿	· 人件費
内		容	新聞購読料	(公明、聖教	新聞)			-	_ ,	·		
年	月	日	令和 2年9	月30日~令5	和 年	月	月	金	額		3,821	円 .

目的	県政、社会情勢に関する情報収集				
使 途	20年9月購読料				
· 政務活動・ 県政との	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。				
関連性	が久づいる株で収集して及来して要素である。 ・				

≪領収書貼付枠≫

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる		/	
ものである。	3,821 円	100 %	3,821 円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証 新聞購読料

四本 康久 様

ご購読ありがとうございます。 下記金額を正に領収いたしました。 2020 年 9 月分

領収日 9月30日

¥3,821 領収金額

温:名	定	佃	j.(Ŧ	允i	<u>አ</u>)	"高数"	金金		額		
聖教新聞※	1	,	9	3	4	1	1	,	9	3	4
						!					
							<u></u>				

その他購読料等 領 収 証

	10 W2	0/01							3.7
部。名	定征	5(称	(达)	部	数:	金金	名	真。	1
公明新聞※	1,	8	8 7		1	1	, 8	8 7	
※は軽減税率対象	品目で	す。		1)%対象 3%対象		3, 821)))

販売店

稲葉 和弘 富士宮市上柚野12 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503 足野勢 住 所 TEL

お申込No.

按分の理由

ものである。

全て政務活動にかかる

		_		٠				整理	号		9 - 3.	2
决 会派代表	者 (.	阿	経理責任	£者	()	賽田		経理担	当者		٠.	
使途項目 7 8 2 -	サーチキ- 0 0 1		支 比		拠のくにり		ラフ	j _ [u 本	康	.久)	
経費項目	調查研究費・	研修費・広聴	広報費・要請柬	特活動費	・会議費	・資料作	戎費・	資料購入費	・事務費	・事務原	· 人	件費
内 容	事務員の	の雇用(9 月分)								
年 月. 日	令和之年	=9月30)日~令和	年	月.	日	金	額		16	2000	개.
				_								
目的					,							
使途							••					
政務活動・ 県政との 関連性	_	-								-		
≪領収書貼付 別刹	性≫						-					
								-		·	,	
			•									
				<u> </u>								

按分率(b)

100 %

政務活動費支出額(a×b)

領収書金額(a)

162000 A

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2 、			
令和建	氏 名	支払額	領収印
9月		30,00	
2			
令和疑)	氏 名	支払額	領収印
9 月		24,000	
2			,
令和(報)	氏 名	支払額	領収印
<i>Q</i> 月		45,000	
2		,	
令和撰)	氏 名	支払額	領収印
9月		27,000	
2		·	
令和野)	氏,名	支払額	領収印
9月		36000	

.

	9	月分	氏 名	
日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政務活動業務内容
1	火			
2	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
3	木			
4	金	·		
5	土			
6	日			
7	月			
8	火			
9	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
10	木			
.11	金			
12	±			
13	日			
14	月		-	
15	火			
16	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
17	木			
18	金			
19	土			
20	日			
21	月			
22	火			
23	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
24	木			
25	金			
26	土			
27	日			
28	月			
29	火			
30	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
1	H .	(A) 30	(B) 30	
_ _	こ記の	通り雇用したことを	証明する	令和 →年 (月 ³ D 日 ふじのくに県民クラブ 四 本 康 久

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。
 ①(B)[う○時間 分]×単価[(000円]= 分○,000 円
 ②総支給額[円]×(B) /(A) = 円

^{*} 証明は、雇用主が署名して押印する。

9 月分		月分	氏 名		
日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政務活動業務内容	
1	X	6	-6	地域。意見、車望,不應取	
2					
3				·	
4					
5		-			
6					
7					
8	火	6	6	地域9卷見要望9聽取	
9					
10					
11					
12					
13		,			
14		ą.		·	
15	火	6	6	地域。意見、擊空、聽取	
16					
17		•			
18					
19				·	
20				· ·	
21	<u> </u>		<u>.</u>	·	
22				·	
23				·	
24					
25					
26					
27					
28					
29	火	6	. 6	工吧工或《意见、安望《聽取	
30					
31			<u> </u>		
計 (A) 24 (B) 24		(B) 24			
上記のとおり雇用したことを証明する。 令和二年(月30日 ふじのくに県民クラブ 四 本 康 [政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。					
1	防冶馬 (B)[総支約	≥←時間 分]:	<単価 [ιδ 🚧 円] = 円] × (B) / (= 24000円	

^{*} 証明は、雇用主が署名して押印する。

_				 7		
I	0 0	117				
ı	\mathcal{F}	仄	石		•	·
•						

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費 業務時間数	政務活動業務内容
1	火			
2	水		_	
3	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
4	金		·	
5	+			
6	ш			
7	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
8	火			
9	水			
10	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
11	金			
12	土			
13	日			
14	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
15	火			
16	水			
17	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
18	金			
19	土			
20	田			
21	月	- 6	6	地域の意見・要望の聴取
22	火			
23	水			
24	木	3	3	地域の意見・要望の聴取
25	金			
26	+			
27	日			
28	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
29	火			
30	水			
言	-	(A) 45	(B) 45	

上記のとおり雇用したことを証明する。 令和 之年 9 月30日

ふじのくに県民クラブ 四本 康

{政務活動費充当計算}・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

① (B) { 4) 時間 分} ×単価 { 10°° 円} = 45°°° 円 ② 総支給額 { 円} × (B) / (A) =

円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

,	. /	月分	氏 名		
日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政務活動業務内容	
1			-		
2					
3					
4	Æ,	<u> </u>	. 6.	地域9高见学室9 聴取	
5			-	·	
6 .		·			
7					
8	•				
9 .		·			
10	-	·			
11	金	6	6	紀刻の意見、安望の、聴取	
12		·· .			
13		<u> </u>		·	
14					
15	<u> </u>	<u> </u>			
16			·		
17	<u> </u>		<u> </u>		
18	Q	. 6	<u> </u>	此成了意见.要望。藤野	
19	ļ		<u> </u>	·	
20.	 	·			
21			<u> </u>		
22	<u> </u>				
23	 		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 20 45/2 706	
24	本	3	3	地域,意见来的期级	
25		6	6	地内。秦里中亚	
26	<u> . </u>		 		
27	-	-			
28	 	-			
29	-		<u> </u>		
30	-			·	
31			(7)		
	計 ———	(A) 27	(B) 27		
上	上記のとおり雇用したことを証明する。				

[政務活動賣充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動賣充当分を算出する。 ①(B)[シ/時間 分]×単価[/000円]= シクルの円 ②総支給額[円]×(B) /(A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

9 月分	氏 名	
L	<u> </u>	<u> </u>

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業 務 時 間 数	政務活動業務内容
1	又	6	6	地・或の意見要望の聴取
2				
3				
4				
5	ユ	6	6 .	せは氏の意見要望の聴取
6				
7				
8				·
9				
10				
11				
12				
13				
14	月	6	6	地域の意見、要望の 聴取 地は或の意見、要望の聴取
15	义	6	6	地域の意見、要望の聴取
16			<u> </u>	
17				,
18				
19				
20	<u> </u>			
21				
22	火	6	6	はは耳或の 竟見 要望の 聴取
23		,		
24	木	6	6	地域の意見、要望の聴取
25	<u> </u>			
26	ļ			
27	ļ			
28			 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
29	1			
30			<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
31	<u></u>			
	計	(A) 36	(B) 36	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 之年 (月30日 ふじのくに県民クラブ 四 本 康

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。
①(B)[分切時間 分]×単価[(№~円]= 分6000円
②総支給額[円]×(B) /(A) = 円

^{*} 証明は、雇用主が署名して押印する。